

第12章 管理運営

1. 大学・学部の管理運営体制

(1) 教授会

〔達成目標〕

- 1 学部の教育目標に沿ったカリキュラム編成を計画的に実現するため、教務委員会と人事委員会との連携および情報共有を行った上で教授会において審議できる体制を作る。
- 2 学部運営会議での各委員の役割を明確にし、教授会における教授会議長としての学部長補佐体制を確立する。
- 3 各学部委員会からの報告を各委員が責任をもって実施する体制を作る。
- 4 教授会と教学会議の最終議決権の関係について、規程を整備することにより明確にする。
- 5 教授会と全学委員会および各学部委員会での決裁、報告、連絡ルートを明確にし、業務の遂行が円滑に実施できる体制を確立する。

〔現状説明〕

学校教育法第59条に基づき本学には各学部、すなわち、人間科学部、国際学部およびコミュニティ振興学部の学部毎に教授会が設置されており、学長が特に必要と認めた時には合同教授会を招集することができる。と学則で規定している。

具体的には、以下の本学学則第43条から45条に教授会の構成、審議事項などが規定されている。

第43条 本学の各学部に教授会をおく。

教授会は学部長、専任の教授、准教授、講師および助教をもって組織する。

教授会は、学部長が招集し、その議長となる。

学長および副学長は、教授会に出席し、意見を述べることができる。

第44条 教授会は、当該学部に関する次の事項を審議する。

1. 学則および学部内諸規程の制定ならびに改廃に関する事項
2. 学科および専攻の設置ならびに廃止に関する事項
3. 教授、准教授、講師および助教の資格審査に関する事項
4. 授業科目の開設および廃止に関する事項
5. 教育課程および履修指導に関する事項
6. 学生の入学、編入学、再入学、転部・転科・転専攻、休学、退学、転学、除籍および卒業に関する事項
7. 試験に関する事項
8. 学生団体、学生活動および学生生活に関する事項
9. 学生の賞罰に関する事項
10. 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人学生に関する事項
11. その他教育・研究上必要と思われる事項および学部長が必要と認めた事項

第45条 学長は、特に必要と認めたときは、合同教授会を招集することができる。

教授会および合同教授会に関する事項は、別に定める。

すなわち、教授会は、学部の教育課程の編成など教育研究に関する重要事項について審議する機能を担う機関として位置づけられている。また教授会における採用・昇格人事案件の事前審査を合理的に行うための組織として教員候補者選考委員会(同委員会内の業績調査委員会を含む)、教員資格審査委員会、人事委員会が設置されている。

また、2007(平成19)年11月1日現在、教授会の構成員は人間科学部43名、国際学部30名、コミュニティ振興学部31名である。

教授会の運営については、教授会運営規程により規定され、構成員の3分の2以上の出席で成立し、議事は特に定めのあるものの他出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは学部長の決するところによる。但し、学則第44条第1号乃至第3号については出席者の3分の2以上の同意を必要としている。

教授会における前述の各種審議を円滑かつ合理的に行うために、あらかじめ各種委員会(学部運営会議、教務委員会、教育予算委員会、入試委員会、全学広報委員会、全学学生支援委員会など)において実質的な審議を行い、問題点の整理と教授会に提出する議案を作成し、教学に係わる全般的な項目に関する本学の意思決定を教授会において行っている。

学部長と教授会の関係として大別すると3つの役割がある。1つは教授会の審議を経たのち、学部運営に関する最終決裁権者として、2つ目は各種委員会の議長および委員長であることから議案の提案者として、3つ目は教学会議において全学的に決定または調整すべき事項の連絡調整者としての役割が挙げられる。

原則として人事・経営に関する事項は、常任理事会および理事会において審議・決定し、教学に関する事項は教授会において審議・決定している。なお教学に関する事項のなかで、学則の変更、人事・予算を伴うものについては、教授会の後、常任理事会、理事会で決議される形となっている。

2006(平成18)年9月より実施されている教学組織改編においては、教学事務室、アドミッションセンターおよび学生支援センターへの改編により教学事務機能の強化と学生サービスの向上への取り組みを始めた。しかし、一方で、学内行政を進めていくにあたり、以下のような委員会運営の問題点を抱えており、提案・決定・実施が円滑に行ないにくい状況にあった。

各種委員会の位置付け・目的・任務が明確になっていない。

委員会が多く、会議に忙殺されている。

意見を提案したいが、どこに提案したらよいかわからない。

委員としての動き方が分からない。

学部の意見が全学方針に反映されていない。

各委員会での審議結果が各教員に伝わらない。

〔点検・評価〕

上述の通り教授会は教学に関する事項の決定機関として、教育課程の編成など教育研究に関する重要事項や教員人事を扱っており、学則に規定されている教授会の審議事項内容は適切なものと言える。なお、人事や教務に関わるような慎重な討議を要する事項については、人事に関する事項は人事委員会が、教務に関する事項は教務委員会が先議しているので、効率的に審議・決定する体制になっていると評価できる。

教授会の構成員は、教授から専任講師・助教までの専任教員全て含まれており、民主的かつ妥当な組織である。教授会の成立には構成員の3分の2以上の出席が必要とされているため、学会出張等のやむを得ない事情を除いての欠席者は少なく、教授会が学部の最高意思決定機関であるという各教員の意識の高さが窺える。原則として月1回開催されているが、緊急を要する案件の場合には教授会運営会議規程に則り、臨時教授会を開催し、弾力的に運営している。

学部教授会と学部長の関係および機能分担については規程上、または現実の運用面においても明確に

なっている。

また、学内行政の問題点を解決するために、以下の目的により、意思決定の迅速化とともに、結果として委員会に費やす教職員の負担軽減を図るため、委員会再編を2007(平成19)年6月より実施した。

【目的1：学部意見の集約・提案の仕組みづくり】

学科運営会議・学部委員会・学部運営会議を通じて、各委員の意見・学科の意見・学部の意見がそれぞれ集約され、全学方針の検討に反映されるようにする。

【目的2：合意形成の場の明確化】

継続的な審議(提案内容の再検討・意見調整など)を可能とし、より納得性の高い合意形成を行えるようにする。

【目的3：情報伝達と実施にむけた取り組み強化】

各会議で審議された内容が各教員まで伝達・浸透し、決定事項が実行されるようにする。

委員会再編時に、学部長・学科主任が、各事務部門と連携し、学部運営を円滑に進め、学部や全学的な取り組みを企画・実施していくために、以下のポイントを中核として委員会整理を実施することに留意した。

全学的に議論した方が効率的であると考えられる委員会は各学部別に委員会を設置していたものを全学委員会と称する委員会に集約する。

学部・学科固有の課題や案件は、学部・学科レベルの委員会で集中的に議論する。

学部・学科意見が迅速にくみ上げられるような委員会構成員とする。

委員会総数を全体的に削減する。

その結果、併設の短期大学を含め、150を上回る委員会数が存在したが、統廃合により、その数を3分の2にまで削減することができた。

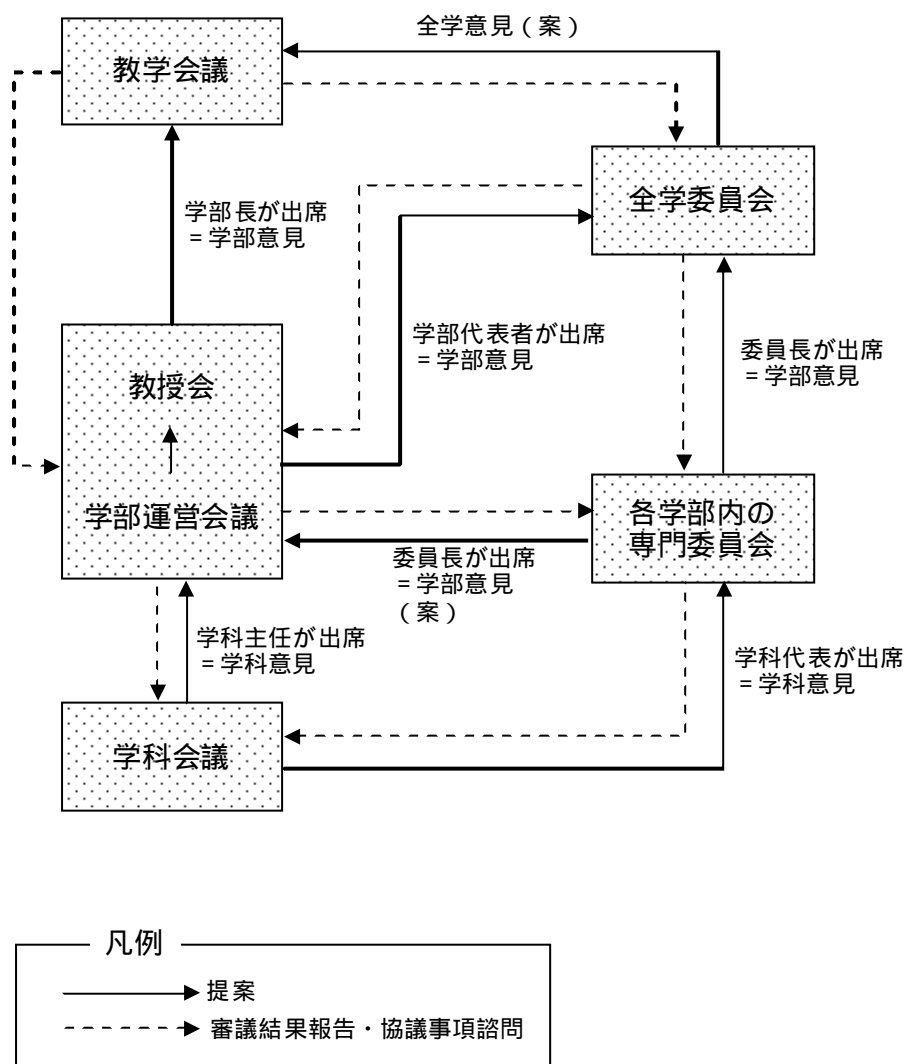
委員会再編に伴う、委員会規程の見直しと各委員会の議案の整理については、現在検討を進めていることであり、その結果を待って評価したい。

不明になっていた各会議・各委員会の審議プロセスを図(次頁)のように整理した。しかし、委員会再編後、間もないこともあり、目標を達成しているとは言い難い。

常任委員会から学部運営会議に名称が変更となったが、学部運営会議の業務内容は旧常任委員会での実質上の任務であった各委員会から提案された議案の整理のみ、となっているのが現状であり報告連絡のルートが確立されていない。また教学会議と教授会との関係において議題によっては、最終決定権がどちらにあるのが不明確である場合があり、その結果最終決定までに時間を要することがある。その場合、学部長の裁量に依存することから、同じ議案でも学部によって結果の差異が生じている。

2007(平成19)年11月1日現在、本学学長が理事として就任していることにより、教学側の意見を理事会および常任理事会において発議、提案している。学長は教学会議において常任理事会の報告をし、各学部長から、理事会の意向を教授会に反映させている。

【 図 】



上図は大学の学部を中心に記載したものである。したがって、大学院に関しては、「学部」を「研究科」に、短期大学に関しては、「学部」を「学科」に読み替えるものとする。

〔改善方策〕

学部運営会議規程において、各委員の役割（各委員会委員との連絡、調整、議長補佐の位置づけ）を明確にする。

過去に教授会において審議・報告・連絡された議案を分類し、さらに定期的な議案と例外的な議案を整理する。その結果を精査し、年間のスケジュール管理および審議すべき事項の絞込みを実施する。

また、連絡事項のレベルを設定し、レベルの低い議案に関しては、グループウェアでの告知とする。

教学会議規程策定の過程において、教学会議と教授会の関係を明確化する。

教授会運営規程において、各委員の役割（各委員会委員との連絡、調整、議長補佐の位置づけ）を明確にする。

教授会運営規程以下各教授会下委員会規程の再整備を実施する。

図の体制（連絡・報告）の徹底を図る。

(2) 学長、学部長の権限と選任手続

〔達成目標〕

6 学長・学部長等の選任に際しては、建学の精神を十分理解し、その具現化に向けた大学運営ができる人物を選任する。学校法人常磐大学寄附行為、常磐大学学長等の選考および任免に関する規程、学校法人常磐大学管理運営規程等、本学の明文化された諸規程に従って役職者の選任を公正かつ妥当な方法で行う。

学長の執行機能と全学的審議機関である教学会議の審議機能を明確にし、意思決定および業務執行の迅速化を図り、大学の教育目標を実現する。

学部長の執行機能と学部教授会の審議機能を明確にし、学部運営の円滑化を図り、教育研究上の目的を達成する。

a. 学長・学部長の選任手続の適切性、妥当性

〔現状説明〕

現在、常磐大学の学長および大学の設置する人間科学研究科、被害者学研究科、コミュニティ振興学研究科の各研究科長、ならびに人間科学部、国際学部およびコミュニティ振興学部の各学部長の選任手続は、「常磐大学学長等の選考および任免に関する規程」において、規定している。

学長選任の手続きは、理事長が関係職員の意見を聞いて当該候補者を理事会に提案するものと定められている（同規程第5条）。具体的には、学内の各研究科長、各学部長をはじめとした関係職員はもとより、学外の顧問、理事をはじめ、学識経験者の意見を聞いて、学内外での教育研究業績や社会的な活動を考慮し候補者の人選を進めている。

学部長選任の手続きは、学長が関係職員の意見を聞いて理事長に申し出て、理事長が当該候補者を理事会に提案するものと定められている（同規程第5条）。具体的には、学部長経験者、各種委員会委員長をはじめとした関係職員の意見を聞いて、学内での行政に係わる業績を考慮し候補者の人選を進めている。

〔点検・評価〕

選考にあたり、理事長は法人の管理運営に際して、自らの意思や考え方を大学運営に反映させるために、また学長は大学の管理運営に際して、自らの意思や考え方を学部運営に反映させるために、その意向を選任に反映させることが可能であり、強力なリーダーシップを発揮する上において、適正な手続きである。

〔改善方策〕

学長・学部長の選考の際、教授会における選挙や推薦などを制度として整備していないことから、学部の教員の考え方を反映させることなく選任することが可能となっている。本来、選任にあたり、当該候補者に対する多角的な評価を、理事長ならびに学長、さらには理事会の構成員に対し、客観的に適正かつ十分に提示し説明させなければならない。

これらのことから、当該候補者が適格者であることを説明する多角的な評価の方策、さらに選任手続きに適正に反映させる方法を整備しなければならない。

b. 学長権限の内容とその行使の適切性

〔現状説明〕

大学学長の権限は、学校法人常磐大学管理運営規程に次のとおり規定されている。

1. 学長および副学長（第36条）：学長は、建学の精神に則り、本学の教育に関する全般を掌り、所属職員を総轄する。

大学学長の常磐大学大学院における権限は、常磐大学大学院学則において次のとおり規定されている。

1. 休業日(第9条): 学長が必要と認めるときは、臨時に休業日を設け、または休業日を変更し、もしくは休業日としないことができる。
2. 入学許可(第15条): 入学手続きを完了した者に対し、学長は入学を許可する。
3. 退学(第19条): 学生が、疾病その他止むを得ない事由により退学するとき、医師の診断書または詳細な事由書を添えて、学長に願い出て、許可を得なければならない。
4. 除籍(第23条): 学生が次の各号の一に該当するときは、研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。

5. 学位の授与(第33条)

第1項 修士課程の修了要件を満たした者に対して、学長は、研究科委員会の議を経て、次の学位を授ける。

1. 人間科学研究科 修士(人間科学)
2. 被害者学研究科 修士(被害者学)
3. コミュニティ振興学研究科 修士(コミュニティ振興学)

第2項 博士課程の修了要件を満たした者に対して、学長は、研究科委員会の議を経て、博士(人間科学)の学位を授ける。

第3項 前項以外の者で、学位論文を提出して博士の学位の授与を申請する者があるときは、本大学院学位規程の定めるところによりこれを受理する。

第4項 前項の規定により学位論文を提出し、その審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者に対して、学長は、研究科委員会の議を経て、博士(人間科学)の学位を授ける。

また、大学学長の常磐大学における権限は、常磐大学学則において次のとおり規定されている。

1. 休業日(第6条): 学長が必要と認めるときは、臨時に休業日を設け、または休業日を変更し、もしくは休業日としないことができる。
2. 入学者の選考(第11条): 本学は入学志願者に対し試験を行い、教授会の議を経て、学長は合格者を決定する。
3. 入学許可(第13条): 入学手続きを行い、誓約書および身元保証書を指定の期日までに提出した者に対し、学長は入学を許可する。
4. 編入学(第14条): 編入学は、教授会の議を経て、学長がこれを決定し、所定の手続きを済ませたのち許可する。
5. 退学(第19条): 退学しようとする者は、その理由を記して学長に退学を願い出て、許可を受けなければならない。
6. 転学(第20条): 他の大学に転学しようとする者は、その理由を記して、学長に転学を願い出て、許可を受けなければならない。
7. 除籍(第22条): 規定の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。
8. 復籍(第22条の2): 前条第1項第4号の定めによって除籍された者が、復籍を願い出たときは、教授会の議を経て、学長がこれを決定し、所定の手続きを済ませたのち許可する。
9. 卒業の認定(第32条): 本学に4年(第14条および第15条の規定により入学した者については、第14条第3項および第15条第2項により定められた在学すべき年数、第22条の2の規定により、復籍した者については、第22条の2第2項により定められた在学すべき年数)以上在学し、第24条に定める単位を修得した者に対し、教授会の議を経て、学長は卒業を認定する。
10. 学位(第33条): 卒業を認定された者に対し、学長は、学位を授与する。
11. 教授会の構成(第43条): 学長および副学長は、教授会に出席し、意見を述べることができる。

12. 合同教授会(第45条): 学長は、特に必要と認めるときは、合同教授会を招集することができる。
13. 研究生(第47条): 本学の学部において特定分野について研究することを志願する者があるときは、当該学部の研究・教育に支障のない限り、教授会の議を経て、学長が許可する。
14. 外国人学生(第48条): 外国人で本学に入学を希望する者があるときは、教授会の議を経て、学長が許可する。
15. 表彰(第49条): 学長は、本学学生にして表彰に価する行為のあったときは、教授会の議を経て表彰することができる。
16. 懲戒(第50条): 建学の精神および本学教育の趣旨にそむき、学生の本分に反する行為のある学生に対して学長は、教授会の議を経て懲戒することができる。

上記のほか、各種規程で規定されるもののうち、主なものは次のとおりである。

1. 学校法人常磐大学管理運営規程

(1) (常任理事会の) 構成および議長(第8条)

常任理事会は理事長、常任理事、本学職員で理事を務める者および理事長の指名する者をもって構成する。

(2) (教学会議の) 構成および議長(第13条)

第1項 教学会議は、学長、副学長、各研究科長、各学部長、総合講座委員長、学長室長、教学業務の各所掌責任者をもって構成する。

第3項 教学会議は、原則として毎週開催し、学長が召集し議長となる。但し、学長が必要と認めるときは、随時これを召集、開催、変更することができる。

2. 常磐大学・常磐短期大学就業規則

(1) 学術研修のための派遣(第58条)

人物が優秀で健康な職員に対し、職員として勤務するに必要な学術を研修せしめるため、理事長および学長はその者を国内外の大学、研究所その他の機関に派遣することができる。

3. 大学教員の採用および昇格の手続きに関する規程

(1) 任命権者(第2条)

非常勤(兼任)の大学教員(以下、非常勤教員と言う)の採用は、学長が行う。

(2) 採用手続きの開始(第6条)

専任教員に欠員が生じた場合には、当該専任教員の所属する大学院研究科または大学学部もしくは短期大学(以下、総称して、学部等と言う)の研究科長もしくは学部長(以下、総称して、学部長等と言う)は、補充を必要とするポストの職位、専門領域、年齢等の条件を示して、学長に採用手続きの開始を上申する。

(3) 教員候補者の募集、選考および資格審査(第7条)

学長は、前条の上申について必要と認められた場合には、常任理事会の議を経て、当該学部等に「教員候補者選考委員会」を組織し、教員候補者の募集および選考を行う。

(4) 人物審査(第8条)

学長は、前条の各教員資格審査委員会で有資格者となった教員候補者について、その人物審査を人事委員会に委嘱する。

(5) 教授会の承認(第9条)

学長は、前4条の手続きを経た教員候補者について、学部長等を通じて学部等の研究科委員会または教授会に報告し、承認を得る。

(6) 理事長への報告(第10条)

学長は、研究科委員会または教授会で承認された教員候補者を理事長へ報告する。

(7) 昇格候補者の資格審査(第14条)

学長は、前条の昇格審査請求または昇格推薦があった場合には、当該教員の所属する大学院または大学の教員資格審査委員会に審査を委嘱する。

(8) 人物審査(第15条)

学長は、教員資格審査委員会で有資格者となった者について、教育、研究、学内行政のすべての面における本学教員としての適格性の審査を人事委員会に委嘱する。

(9) 教授会の承認(第16条)

学長は、所定の手続きを経た昇格候補者について、学部長等を通じて学部等の研究科委員会または教授会に報告し、承認を得る。

(10) 理事長への報告(第17条)

学長は、研究科委員会または教授会で承認された昇格候補者を理事長に報告する。

(11) 委員長および構成(第20条)

第1項 選考委員会は、学長、委員長が指名する者若干名によって構成する。

第2項 選考委員会は、学長が委員長となる。

(12)(教員資格審査委員会の)構成および委員長(第24条)

大学および短期大学の審査委員会の委員長は学長がつとめ、各学部および短期大学より委員長が指名する者若干名によって構成する。

4. 大学教員の勤務および服務規程

(1) 兼職(第12条第2項)

大学教員が兼職する場合は、原則として、年度あるいはセメスター単位または随時、次に示す事項を兼職先上長より文書にて、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(2) 研究義務(第13条)

大学教員は、毎年度少なくとも1つの課題を決めて研究し、その結果を年度末に書面をもって学長に報告しなければならない。

5. 常磐大学・常磐短期大学訪問研究員受け入れに関する規程

受入許可(第5条)

訪問研究員の受け入れは、受け入れ先機関の教授会(またはセンター委員会等)および常任理事会の議を経て学長が許可する。

〔点検・評価〕

学長の権限は、大学運営の教学部門において、複数の学部に通ずる全学的な事項について、学生の身分に関すること(入学者の選考、入学許可、退学、転学、除籍、復籍)、学位授与に関すること、学生の表彰および懲戒に関することなどに及んでいる。

また、教員の人事部門においては、人事委員会の構成員・教員候補者選考委員会の委員長として、教育職員の採用・職種・職位・任免・所属・研修・勤務など人事全般について審議・決定する立場に立ち、教員の兼職や研究成果の報告を受けることとなっている。

さらに、管理運営においては、常任理事会の構成員として法人・大学の重要な事項を審議する立場に立ち、特に教学会議では議長として、大学全体の教学に関することをはじめ学部間にまたがる重要事項の意思決定に責任を負っている。

以上のことから、その権限は十分適正かつ有効性のあるものとなっている。

〔改善方策〕

学校法人常磐大学管理運営規程第5条において本学の管理運営上の諸会議組織が規定されているが、さらに学長の権限について適正化・明確化を図り、さらなる意思決定および業務執行の迅速化を図り、そのリーダーシップを強固にしなければならない。

c. 学長と評議会、大学協議会などの全学的審議機関の間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性

〔現状説明〕

本学では、教学部門の全学的な審議機関として「教学会議」が学校法人常磐大学管理運営規程第5条に基づき設置されている。

1. 構成および議長（第13条）

第1項 教学会議は、学長、副学長、各研究科長、各学部長、総合講座委員長、学長室長、教学業務の各所掌責任者をもって構成する。

第2項 教学会議は、構成員の3分の2以上の出席により成立・開催する。

第3項 教学会議は、原則として毎週開催し、学長が召集し議長となる。但し、学長が必要と認めるときは、随時これを召集、開催、変更することができる。

第4項 議長は必要に応じて関係する職員を出席させることができる。

2. 審議事項（第14条）

教学会議は、常磐大学および常磐短期大学の教学ならびに運営上の重要事項次の事項について審議する。

1. 教学運営の基本方針に関する事
2. 学則の改廃および教学関係諸規程の制定および改廃に関する事
3. 学科および専攻の設置および廃止に係わる実施計画に関する事
4. 総合講座に関する事
5. 学部間およびその他の機関との連絡調整に関する事
6. 常磐大学および常磐短期大学に共通する学生の厚生・補導に関する事
7. 学生団体、学生活動および学生生活に関する事
8. 学生の賞罰に関する事
9. その他教育・研究上必要と思われる事項および学長が必要と認めた事項

教学会議は、大学の全学的かつ学部を横断する重要事項について審議し、大学の教育・研究上の諸問題に対処すべく機能している。学長が議長となり、構成員は研究科長および学部長をはじめ教学部門の役職者をもって構成されている。

〔点検・評価〕

教学会議は、学長を議長として各研究科長および各学部長が構成員であることから、大学全体の意思決定の点から、さらに各学部の共通理解・意見調整の点から適正な機関として機能していることから、連携協力体制が形成されていると認められる。

〔改善方策〕

学長の方針や提案について、各学部が共通の理解と協力体制を形成する上で、教学会議は寄与するところは大きいものがある。各教授会等を開催するに先立ち十分かつ綿密な意思の疎通と必要な意見調整が図られていることなどから、研究科委員会、教授会との機能の分担が明確となっている。

全学的な問題の処理や意見調整を行う場合には、個々の学部の独自性を尊重しつつ、学部固有の事情を考慮する必要がある。

現在の運営体制で十分機能しているが、必要に応じて点検評価を行い改正していくものとする。

d. 学部長権限の内容とその行使の適切性

〔現状説明〕

学部長の権限は、学校法人常磐大学管理運営規程において次のとおり規定されている。

1. 研究科長および学部長（第37条第2項）：学部長は、学長の監督のもとに、学部運営全般を掌る。

また、学部長の権限は、常磐大学学則において次のとおり規定されている。

1. 編入学(第14条): 編入学する者の既に履修した授業科目および単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学部長が決定する。
2. 転部および転科・転専攻(第16条): 転部および転科・転専攻を願い出た学生については、選考の上、教授会の議を経て当該学部長が許可することがある。
3. 休学(第17条): 病気または止むを得ない事由により引続き3ヶ月以上就学困難な者は、学部長に休学を願い出ることができる。
4. 復学(第18条): 休学期間が満了し、または休学期間中に休学事由が消滅した者が復学しようとするときは、学部長に復学を願い出なければならない。
5. 留学(第21条): 外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、学部長に願い出てその許可を受けなければならない。
6. 教授会の構成(第43条):
 - 第2項 教授会は、学部長、専任の教授、准教授、講師および助教をもって組織する。
 - 第3項 教授会は、学部長が招集し、その議長となる。

上記のほか、各種規程で規定されるもののうち、主なものは次のとおりである。

1. 学校法人常磐大学管理運営規程
 - (1) (教学会議の) 構成および議長(第13条)

教学会議は、学長、副学長、各研究科長、各学部長、総合講座委員長、学長室長、教学業務の各所掌責任者をもって構成する。
 - (2) 各学部教育予算小委員会(第60条、第64条、第68条)

各学部予算小委員会は、学部長、会計経理、施設設備、教務の各事務担当責任者、教務委員会代表者、学部各学科講座専攻を代表して教授会で選出された者(人間科学部8名、国際学部、コミュニティ進行学部6名)をもって構成する。
2. 全学自己点検・評価委員会規程

自己点検・評価の組織および構成(第2条)

 - (1) 全学自己点検・評価委員会

構成: 委員会は、各実施委員会の長をもって構成する。
委員長: 委員会の委員長は、学長が指名した者とする。
その他: 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。
 - (2) 自己点検・評価実施委員会

構成: 実施委員会の委員は、各研究科長、各学部長および短期大学副学長がそれぞれ指名し、各研究科委員会および各教授会において承認された者とする。
委員長: 各実施委員会の委員長は、各研究科長、各学部長、総合講座委員会委員長、短期大学副学長、教学部長(仮称)および理事長室長をもってあてる。
3. 人間科学部常任委員会規程

(2007年6月より「学部運営会議」に改称、国際学部、コミュニティ振興学部もほぼ同様)

 - (1) 委員会の構成(第2条)

委員会は、学部長ならびに各学科・専攻および総合講座を代表して教授会において選ばれた者6名、計7名によって構成され、学部長は、委員会を召集し、その議長となる。但し、学部長に差し支えあるときは、学部長は議長代行者を指名する。
4. 大学教員の採用および昇格の手続きに関する規程
 - (1) 採用手続きの開始(第6条)

専任教員に欠員が生じた場合には、当該専任教員の所属する大学院研究科または大学学部もしくは短期大学（以下、総称して、学部等と言う）の研究科長もしくは学部長（以下、総称して、学部長等と言う）は、補充を必要とするポストの職位、専門領域、年齢等の条件を示して、学長に採用手続きの開始を上申する。

（２）教授会の承認（第 9 条）

学長は、前 4 条の手続きを経た教員候補者について、学部長等を通じて学部等の研究科委員会または教授会に報告し、承認を得る。

（３）昇格手続きの開始（第 13 条）

第 1 項 昇格審査を希望する専任教員は、昇格を希望する期日の 6 ヶ月前までに、当該学部等の学部長等の推薦を受けて、人事給与課に審査請求の手続きを行う。

第 2 項 学部長等は、前項の審査請求がない場合にも、専任教員の昇格について推薦をすることができる。

（４）教授会の承認（第 16 条）

学長は、前 3 条の手続きを経た昇格候補者について、学部長等を通じて学部等の研究科委員会または教授会に報告し、承認を得る。

〔点検・評価〕

学部長の権限は、上記のとおり、1) 教学会議構成員、2) 教授会の運営、3) 学生の身分の異動決裁権、4) 教育予算編成、5) 自己点検・評価、6) 教員の採用・昇格に係る審議など多岐に及んでおり、その行使についても教学部門の各運営委員会の審議を経て適正に行われている。このことは、学部全体の運営を円滑かつ主導的に進めていく上において、適切・妥当と判断される。

〔改善方策〕

「教学会議」が学長と各学部長との意思疎通の場となっているが、今後は学生確保をはじめ、教員評価制度の整備、説明責任を果たすための情報公開制度の整備等を行うにあたり、理事長と教員組織の意思の疎通や利害の調整など、これまで以上に緊密な関係構築を必要とする機会が一層増えることが予想される。したがって、今後さらに点検評価を行い、学部長の権限の適正化ならびに職務の明確化を行わなければならない。

（３）意思決定

〔達成目標〕

7 学長がリーダーシップを発揮できるよう、部門間および役職間の役割分担、機能分担を明確化し、効果的な意思決定が迅速に行えるような体制を作る。

〔現状説明〕

本学の意思決定プロセスは、「学則」および各種「規程」によって明示的に規定されているもののほか、慣行として定着しているものがある。学則に規定される事項の最終意思決定は「教授会」で行われるが、教授会に提案される議案については原則として「学部運営会議」において審議検討される。さらに「学部運営会議」へは、各種運営委員会で審議された事項が提案されることとなっている。

1. 常盤大学学則

審議事項（第 44 条）

教授会は、当該学部に関する次の事項を審議する。

第 1 号 学則および学部内諸規程の制定ならびに改廃に関する事項

第 2 号 学科および専攻の設置ならびに廃止に関する事項

- 第3号 教授、准教授、講師および助教の資格審査に関する事項
- 第4号 授業科目の開設および廃止に関する事項
- 第5号 教育課程および履修指導に関する事項
- 第6号 学生の入学、編入学、再入学、転部・転科・転専攻、休学、退学、転学、除籍および卒業に関する事項
- 第7号 試験に関する事項
- 第8号 学生団体、学生活動および学生生活に関する事項
- 第9号 学生の賞罰に関する事項
- 第10号 科目等履修生、特別聴講学生、研究生および外国人学生に関する事項
- 第11号 その他教育・研究上必要と思われる事項および学部長が必要と認めた事項

2. 人間科学部教授会運営規程（各学部ほぼ同様）

議案の提出（第4条）

常磐大学学則第44条に定める審議事項のうち、第3号および第6号以外の審議事項については、原則として常任委員会を通じて教授会に提案するものとする。

3. 人間科学部常任委員会規程（2007年6月より「学部運営会議」に改称、各学部ほぼ同様）

（1）目的（第1条）

教授会における審議を円滑かつ実質的にするために、常任委員会を設ける。

（2）任務および権限（第4条）

第1項 委員会は、常磐大学学則第44条に定める「教授会の審議事項」のうち第3号および第6号を除いたすべての事項について審議し、教授会にかけ原案を作成することができる。但し、特に規程により専門の機関が審議すべき旨定められた場合は、この限りでない。

第2項 委員会は、前項のほか、教授会から特に委嘱された事項についても、これを審議することができる。

〔点検・評価〕

意思決定のプロセスとしては、「ボトムアップ型」と「トップダウン型」に大別される。本学の教育部門の意思決定については、事業案件の性格に応じて適宜適切なプロセスが選択されている。

「ボトムアップ型」と「トップダウン型」のいずれの場合においても、そのプロセスには教学部門の教員ならびに事務部門の所管担当者による「会議」や「合議」が組み込まれており、透明性が確保されている。

また、教授会のもとに設置される各種の委員会の整理統合、再編を行い、「トップダウン型」のプロセスの効率化を図っている。

〔改善方策〕

近年大学を取り巻く環境は大きく変化しており、教学部門でも中・長期的な観点から全学的に取り組むべき課題が増す傾向にある。このため、教授会のもとに設置される各種の委員会を整理統合し、学長の方針や提案に即して、「トップダウン型」のプロセスの効率化を図り、自由闊達な論議を可能とする環境整備を進めたが、再編された委員会等の規程が整備されていないものもあり、その整備を進めるとともに、今回の再編について点検評価を行い、必要に応じて更に改善していくものとする。

（4）評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関

〔達成目標〕

- 8 大学全体の意思決定および各学部、各研究科の共通理解と意見調整を図るための審議機関を設置する。

〔現状説明〕

本学では、全学的な審議機関として「教学会議」が学校法人常磐大学管理運営規程第5条に基づき設置されている。「教学会議」については、当規程に次のように定められている。

1. 構成および議長（第13条）

第1項 教学会議は、学長、副学長、各研究科長、各学部長、総合講座委員長、学長室長、教学業務の各所掌責任者をもって構成する。

第2項 教学会議は、構成員の3分の2以上の出席により成立・開催する。

第3項 教学会議は、原則として毎週開催し、学長が召集し議長となる。但し、学長が必要と認めるときは、随時これを召集、開催、変更することができる。

第4項 議長は必要に応じて関係する職員を出席させることができる。

2. 審議事項（第14条）

教学会議は、常磐大学および常磐短期大学の教学ならびに運営上の重要事項について審議する。

1. 教学運営の基本方針に関する事
2. 学則の改廃および教学関係諸規程の制定および改廃に関する事
3. 学科および専攻の設置および廃止に係わる実施計画に関する事
4. 総合講座に関する事
5. 学部間およびその他の機関との連絡調整に関する事
6. 常磐大学および常磐短期大学に共通する学生の厚生・補導に関する事
7. 学生団体、学生活動および学生生活に関する事
8. 学生の賞罰に関する事
9. その他教育・研究上必要と思われる事項および学長が必要と認めた事項

教学会議は、大学の全学的かつ学部を横断する重要事項について審議し、大学の教育・研究上の諸問題に対処すべく機能している。

但し、全学的審議内容のうち、学則の変更、人事・予算を伴うものなど次の事項をはじめとする本学の運営についての重要事項については、教授会、教学会議を経た後、学内理事において構成される常任理事会において審議をしている（学校法人常磐大学管理運営規程）

審議事項（第9条）

1. 理事会・評議員会に付議する事項について、事前協議ならびに調整に関する事
2. 理事会において決定された事項の執行に関する事
3. 各理事のもとで検討・計画・提案された事項についての報告・協議・調整に関する事
4. 本学各組織の所管業務の執行に係わる重要事項の協議・調整に関する事
5. 管理運営機構およびそれに伴う諸規程に関する事
6. 学事日程に関する事
7. 職員の服務に関する事
8. 収支予算編成の審議および執行の調整・管理に関する事
9. 3,000万円に満たない事業計画に関する事
10. 前各号に定めるもののほか、理事長が特に必要と認めた事項についての協議に関する事

理事会原案の作成（第11条）

- 1．予算・決算に関すること
- 2．職員の定数に関すること
- 3．法人関係諸規程に関すること
- 4．法人の儀式に関すること
- 5．研究科・学部・学科の新増設・廃止および定員変更など、本学の組織に関すること
- 6．法人の資産に関すること
- 7．3,000万円以上の予算を必要とする事業計画に関すること
- 8．職員の賞罰に関すること

なお、常任理事会に提案する事項は、各学部教授会、予算委員会をはじめ各部局の委員会で審議を経て承認後提案されている。

〔点検・評価〕

前述にもあるとおり、教学会議は、学長を議長として各研究科長ならびに各学部長が構成員であり、大学全体の意思決定の点から、さらに各学部の共通理解・意見調整の点から適正な機関として機能している。

また、人事面、予算面を決議する常任理事会についても、学長のほか、人事財務、研究教育、施設設備を所掌する常任理事が構成員となっており、各権限が整理され、適切であることが認められる。

〔改善方策〕

全学的な審議機関の「教学会議」および法人の「理事会」「常任理事会」の有効性は、管理運営の組織上各種規程を整備することによって十分期待できる。また、「教学会議」においては毎週1回、「常任理事会」においては、月2回開催しており、意思決定の迅速化を実現している。今後は、理事会から常任理事会への権限委譲すべき事項の検討を行い、また、教学会議と常任理事会の権限の明確化については、継続して検討を行い、さらに迅速な意思決定を進める。

(5) 教学組織と学校法人理事会との関係

〔達成目標〕

- 9 教学組織と理事会両者の意思疎通を図るため、教学組織と理事会が機能的且つ円滑な関係を構築し維持するための体制を作る。

〔現状説明〕

原則として人事・経営に関する事項は、常任理事会および理事会において審議・決定し、教学に関する事項は教学会議および教授会において審議・決定している。なお教学に関する事項のなかで、学則の変更、人事・予算を伴うものについては、教授会の後、常任理事会および理事会で決議する形となっている。

他方、法人の経営計画について、各年度の事業計画以外ではオフィシャルな形での中期計画等が明確に策定提示されておらず、教学と法人の連携による各事業計画の連携状況が、学内に認知されていないのが現状である。

〔点検・評価〕

教育内容の改善、教育方法の改善、教育・研究支援、学生募集力の強化、研究事業の高度化、組織・財務体質の改善等、本学の抱える課題に取り組む中で、個別の単年度事業としては、それぞれが連携し効率的に推進されている。しかし、数年にわたって、中期の連携あるいは教学部門と法人部門の複合的な連携による更なる推進という面では、必ずしも機能していない。これは、業務の点検・評価を複合的に行う機能が十分に整備されていないことによるものである。これらの検証機能を整備することにより、予算等の措置の連携強化が図られるとともに、機能分担の明確化、さらには権限委譲の推進が図られる

ものである。

〔改善方策〕

教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担をさらに推進するため、中期経営事業計画の提示、数年後におけるそれまでの取り組みの結果や実績、計画そのものの適合性を検証評価し、残された課題を実現するための計画修正等の機能を構築する。

(6) 管理運営への学外有識者の関与

〔達成目標〕

10 大学の運営に多様な意見が反映できるよう、学生父母、卒業生などステークホルダーの意見のほか、専門的立場から助言・協力を得られる学識経験者の意見を取り入れることのできる体制を作る。

〔現状説明〕

本法人の評議員のうち9名ないし13名を寄附行為第25条の規定により学識経験者から選任している。これらの学識経験者は、大学等での顕著な教育研究業績を有する者あるいは学部長等を歴任した者、社会的な活動業績のある者などから選任している。

また、本学では2003(平成15)年5月、「学校法人常磐大学顧問規程」および「学校法人常磐大学参与規程」を整備、2007年(平成19)年9月には「学校法人常磐大学特別顧問規程」を整備、2007(平成19)年12月にはこれらの規程を整理一本化して整備し、学外の学識経験者から法人経営について大所高所から助言指導を仰いでいる。

顧問については、常任理事会の意見を聞いて理事長が委嘱することとなっている。(学校法人常磐大学顧問、特別顧問および参与に関する規程第4条)。主たる業務としては、本法人の教育、研究、地域貢献および経営に係わる事業のうち、理事長が委嘱した事項について諮問に応じるものとする。(同規程第3条)としている。現在、文部行政および大学管理運営に長年従事した者など、計6名が選任されている。

また、特別顧問については、常任理事会の意見を聞いて理事長が委嘱することとなっている。(同規程第10条)。主たる業務としては、本法人の教育、研究、地域貢献および経営に係わる事業のうち、理事長が委嘱した事項について諮問および業務遂行するものとする。(同規程第9条)としている。現在、大学管理運営に長年従事した者1名が選任されている。

参与については、若干名を、本法人の事業に関し必要な専門の知識と経験を有する者の中から、理事長が委嘱することとなっている。(同規程第16条)。主たる業務としては、本法人の教育、研究、地域貢献および経営に係わる事業のうち、理事長が委嘱した事項について業務遂行するものとする。(同規程第15条)としている。現在、財務運営の分野に1名、中等教育における英語教育の分野に1名が選任されている。

〔点検・評価〕

学識経験者から選任される各職位の任期は、評議員4年、顧問2年、特別顧問、参与は委嘱事項の目的が達成されるまでと、それぞれ規定されており、法人の業務に応じて適宜選任する体制が整っており、適正に機能している。

学識経験者が管理運営に関与する長所は、大所高所あるいは専門的立場から助言・協力を得ることができる点にある。評議員は、理事会の諮問機関である評議員会において、評議員としての法人経営全般に意見を伺っている。顧問、特別顧問は、理事長、学長、常任理事などが管理運営に際して、不定期に意見交換を行っている。また、参与は財務運営のうちから資産運用に関して定期的に指導助言を行っている。これら、特定用務においてその専門的な見識から業務遂行に関与することは合理性を持っている。

〔改善方策〕

顧問および参与の職位は、2003（平成15）年5月に整備し、2007（平成19）年12月にはこれらの規程を一本化し、新たに特別顧問を置くことができることとし、業務形態、勤務条件および待遇について個々の業務を勘案し設定している。現状においては、顧問、特別顧問および参与の協力を仰ぐ場合、法人の個々の事案の状況に応じて、特定業務について委嘱しているが、どのような事案が生じた際にどのような形態・方法で事案処理に参画するのか、明確な規定がなされていない。学識経験者の関与の方法について、現状の形が適正なものか、恒常的に継続させていくべきものか、状況の推移をさらに検証し、整備しなければならない。

2. 大学院の管理運営体制

(1) 大学院の管理運営体制

〔達成目標〕

- 11 研究科の教育目標に沿ったカリキュラム編成を計画的に実現するため、教務委員担当と人事委員会との連携および情報共有を行った上で研究科委員会において審議できる体制を作る。
- 12 研究科委員会での事務局（議長補佐）および教務担当等の役割を明確にし、研究科長補佐体制を確立する。
- 13 研究科委員会と教学会議の最終議決権の関係について、規程を整備することにより明確にする。
- 14 研究科委員会下委員の責任体制を明確にする。

〔現状説明〕

人間科学研究科、被害者学研究科およびコミュニティ振興学研究科は「常磐大学大学院学則」によって位置付けられ、大学組織の機構上であっても、人間科学部を含む諸学部とは独立して運営されている。

「大学院学則」は、大学院の設置が認可された1989(平成元)年3月17日に施行された。その後、数回の改正があったが、現行の「学則」は2006(平成18)年12月8日に承認された最新改正版である。その構成は、「第1章 総則」(第1条から第6条)「第2章 学年、学期および休業日」(第7条から第9条)「第3章 入学、休学、復学、退学、転学、転研究科および除籍」(第10条から第23条)「第4章 教育課程および履修方法」(第24条から第31条)「第5章 修了要件および学位」(第32条から第34条)「第6章 入学金、在籍料およびその他の校納金」(第35条から第38条)「第7章 科目等履修生、委託生、研究生および外国人学生」(第39条から第42条)「第8章 賞罰」(第43条から第44条)「第9章 研究・教育施設」(第45条)および「附則」である。

大学院の審議機関としての「研究科委員会」は「大学院学則」第6条(研究科委員会)に次のように規定され、管理運営組織としての内容が示されている。

第6条 本大学院の研究科に研究科長を置き、修士、博士(後期)の各課程別に研究科委員会を設ける。

研究科委員会は、研究科長および当該研究科に所属し、研究指導教員として認められた専任教員をもって構成する。

研究科委員会の審議事項は、次のとおりとする。

1. 研究科に関する諸規程の制定および改廃に関すること
2. 研究科の授業科目、単位および履修方法に関すること
3. 試験および学位論文に関すること
4. 入学、編入学、転学、除籍、賞罰、その他学生の身分に関すること
5. 科目等履修生、委託生、研究生および外国人学生に関すること

6. 授業担当教員に関すること
7. 大学院教員資格審査に関すること
8. その他研究科に関すること

学長、副学長は、必要に応じて研究科委員会に出席する。

研究科長および研究科委員会に関する事項は、別に定める。

研究科委員会は、研究科の教育課程の編成など教育研究に関する事項のほか採用人事等、重要事項について審議する機能を担う機関として位置づけられている。

また、2007（平成 19）年 11 月 1 日現在、研究科委員会の構成員は人間科学研究科博士課程（後期）13 名、人間科学研究科修士課程 13 名、被害者学研究科 7 名、コミュニティ振興学研究科 7 名である。

人間科学研究科委員会および被害者学研究科委員会は原則として第 4 水曜日に、コミュニティ振興学研究科委員会は原則として第 4 火曜日に 8 月を除く毎月開催される。

研究科委員会の運営については、常磐大学大学院研究科規程により規定され、構成員の 3 分の 2 以上の出席で成立し、議事は出席者の 3 分の 2 以上の同意を必要としている。

研究科委員会は各学部教授会とは独立して開催されており、現状では学部との協議の場は教学会議（全体会議）の他は存在しない。

研究科長の選任は、「常磐大学学長等の選考および任免に関する規程」に基づいて実施されている。具体的な選考方法は、同規程第 2 条により理事会が行うこととされ、同規程第 5 条により候補者の提案は理事長が提案することとなっている。

〔点検・評価〕

大学院の教学上の管理運営は、上記のように「常磐大学大学院学則」によって、「研究科委員会」の任務の独自性が保証されている。研究科委員会も、各学部教授会とは独立して開催され、委員会活動が展開される。すなわち、教員の任免、科目の改廃、学生募集、入学試験、入学式の挙行、単位の認定、学位の審査、修了の認定と学位授与式の挙行など、そのすべてが「研究科委員会」によって独自に管理運営されている。上記項目のすべてが「研究科委員会」に集約されて審議されるため、1 つの案件に対する検討が不十分になっている場合がある。他会議（委員会）とのスケジュール上、定められた時間内で終了せざるを得ないこともその要因として上げられる。

学部教授会との関係であるが、独立して運営されていることもあり、相互の情報交換が円滑に行われていない。本学では大学院、大学および短期大学を横断する案件を審議、調整する教学会議が原則として毎週金曜日に開催されているが、全学案件は不定期開催となっており、十分に機能しているとは言えない。

〔改善方策〕

常磐大学大学院研究科委員会規程において、各委員の役割（各委員会委員との連絡、調整、議長補佐の位置づけ）を明確にする。また各研究科とも構成員不足によって研究科委員会下の専門委員会がうまく機能していないことから、同規程 2 条第 1 項および 2 項を改正し、研究指導教員以外の教員（科目担当者）も研究科委員会の構成員にすることも検討する。

過去に研究科委員会において審議・報告・連絡された議案を分類し、さらに定期的な議案と例外的な議案を整理する。その結果を精査し、年間のスケジュール管理および審議すべき事項の絞込みを実施する。また、連絡事項のレベルを設定し、レベルの低い議案に関しては、グループウェアでの告知とする。

教学会議規程策定の過程において、教学会議と研究科委員会の関係を明確化する。また教学会議（全

体会議)の開催スケジュールを固定化し、事前打ち合わせの場を設ける。

3. 諸規程の整備

学校法人常磐大学では、2006(平成18)年9月に学校法人常磐大学管理運営規程第3条に規定されている管理運営機構の大幅な組織改編を行った。そのため、関係諸規程の早急な整備が必要となり、現在その整備に追われているところである。

しかしながら、組織改編が余りにも大幅であったため規程の整備に予想以上の時間を要し、未だ多数の規程が未整備の状況にある。したがって、今後は法規関係の業者の協力も得て一日も早く諸規程の整備に当たる所存である。